

雇用調整助成金を活用し雇用維持を！

助成金は短時間休業にもご活用いただけます
～学生アルバイト・パート労働者も対象～

雇用調整助成金の短時間休業の活用例

- アルバイト等のシフト制における短時間休業にも活用可能です
- 社内の部署、部門ごとの短時間休業にも活用可能です
- 職種等に応じた短時間休業にも活用可能です

学生アルバイト・パート労働者も対象

週の所定労働時間が20時間未満等の労働者（雇用保険被保険者でない労働者）は「緊急雇用安定助成金」として支給

助成率・上限額

	助成率		上限額
	解雇等なし	解雇等あり	(1人1日)
中小企業	9 / 10	4 / 5	13,500円
大企業	3 / 4	2 / 3	13,500円

○以下に該当する場合は、助成率・助成額を引き上げています

- 生産指標が前年または前々年同期と比べ、最近3か月の平均値で30%以上減少

	助成率		上限額
	解雇等なし	解雇等あり	(1人1日)
中小企業・大企業	10 / 10	4 / 5	15,000円

お問い合わせ先

雇用調整助成金等コールセンター

【電話】 0120-60-3999

【受付時間】 9:00～21:00（土日・祝日含）